事 務 連 絡 平成24年3月5日

東 北 厚 生 局 医 療 課 宮城県・福島県・岩手県都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 宮城県・福島県・岩手県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)

世里

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定にて見直しを行う歯科訪問診療料の対象者等の表現の被災3県における見直しの適用について

被災3県(岩手県、宮城県、福島県)においては、歯科訪問診療のニーズが高いこと等から、平成24年度診療報酬改定において、下記の通り表現の見直しを行う歯科訪問診療料の対象者について、本日より、当該見直しを適用する。

記

## 現行

歯科訪問診療は常時寝たきりの状態等であって、在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者を対象

## 平成24年度診療報酬改定

歯科訪問診療は、在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科 治療が困難な患者を対象